

## 新居浜港 港湾施設使用料改定のお知らせ

【令和8年4月1日から使用料を改定します。】

新居浜港務局

新居浜港の港湾施設使用料の一部につきまして、次のとおり改定いたします。

			令和8年3月31日まで	令和8年4月1日から	
施設名	種別	使用区分	料金	料金	
係船岸壁 物揚場 棧橋	港銭	旅客(13歳以上のもの) 1人1回につき	2.1円	⇒ 2.3円	
		旅客(6歳以上13歳未満のもの) 1人1回につき	1円	⇒ 1.1円	
	係船料	船舶総トン数1トンにつき、係留時間24時間までごとに	2.1円	⇒ 2.3円	
		不定期旅客船(西原棧橋以外) 船舶総トン数1トンにつき、係留時間24時間までごとに	3.3円	⇒ 3.3円	
		不定期旅客船(西原棧橋)	2,200円	⇒ 2,380円	
	貨物通過料	1 貨物1トンにつき	1 農水産品	8.8円 (8)	⇒ 9.5円 (8.6)
			2 林産品	8.8円 (8)	⇒ 9.5円 (8.6)
			3 鉱産品	16.5円 (15)	⇒ 17.9円 (16.2)
			4 金属機械工業品	11円 (10)	⇒ 11.9円 (10.8)
			5 化学工業品	11円 (10)	⇒ 11.9円 (10.8)
			6 軽工業品	11円 (10)	⇒ 11.9円 (10.8)
			7 雑工業品	11円 (10)	⇒ 11.9円 (10.8)
			8 その他製造工業品	11円 (10)	⇒ 11.9円 (10.8)
			9 特殊品	8.8円 (8)	⇒ 9.5円 (8.6)
			10 分類不能のもの	8.8円 (8)	⇒ 9.5円 (8.6)
		2 フェリー貨物である車両1台につき	大型車 長さ 8m以上	82.5円 (75)	⇒ 89.5円 (81.4)
			中型車 長さ 5m以上8m未満	55円 (50)	⇒ 59.7円 (54.2)
			小型車 長さ 5m未満	44円 (40)	⇒ 47.7円 (43.4)
			二輪車	11円 (10)	⇒ 11.9円 (10.8)
		フェリー貨物である車両1台につき	自転車	5.5円 (5)	⇒ 5.9円 (5.4)
可動橋	車両可動橋使用料	係留1回総トン数1トンにつき	1.5円 (1.4)	⇒ 1.6円 (1.5)	
荷さばき地 及び野積場	一時使用料	舗装 1日1平方メートル	3.7円	⇒ 4.1円	
		未舗装 1日1平方メートル	2.7円	⇒ 2.9円	
荷役機械	荷役機械使用料	ジブクレーン(運転手を除く)30分までごとに	11,790円	⇒ 12,800円	
船員待合所	一般広告料	広告用として指定の場所に提出、1平方メートルまでごとに1月につき	220円	⇒ 238円	
特定使用料	構造物設置	年1平方メートルごとに	792円	⇒ 859円	
給水施設	水道料	1立法メートルごとに	250円 (228)	⇒ 250円 (228)	
		西原船舶給水施設	0.8立法メートルごとに	200円	⇒ 200円
	大口水道料	(基本料金)1月につき300立法メートルまで	66,384円 (60,350)	⇒ 66,384円 (60,350)	
(従量料金)300立法メートルを超えるもの 1立法メートルにつき		221円 (201)	⇒ 221円 (201)		
第一上屋	一般使用	1日1平方メートルまでごとに 許可の日から起算して15日までごとに	7.6円	⇒ 8.3円	
		1日1平方メートルまでごとに 許可の日から起算して15日を超えるもの	13.1円	⇒ 14.3円	
	専用使用	1月1平方メートルまでごとに	550円	⇒ 597.1円	
旅客上屋	専用使用	1月1平方メートルまでごとに	1,430円	⇒ 1,552円	

備考

- この表の金額欄の( )書の規定は、消費税法施行令(昭和63年政令第360号)第17条第2項第2号に規定する船舶運航事業者等が専ら国内及び国内以外の地域にわたって行われ、又は国内以外の地域間で行われる旅客若しくは貨物の輸送の用に供する船舶に係る使用料について適用する。
- 使用区分の欄に規定する区分ごとに、それぞれその使用が時間、1日、1月又は1年(以下「1年等」という。)に満たない場合の港湾施設使用料の算定は、当該1年等に満たない使用をそれぞれ1年等の使用とみなして算定する。
- 荷役機械を同一月に2回以上使用したときの荷役機械使用料については、それぞれの使用時間を合算して算定する。
- 1件(種別単位とする。)の使用料に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。